

2026年3月期基準(2025年8月1日版)

Financial Reporting Practical Skill Examination

財務報告 実務検定 開示様式理解編

公式問題集

日本IPO実務検定協会 編

本試験サンプル問題を多数収録！

会社法改正やガバナンス・コードの導入に対応！



リンケージ・パブリッシング

LINKAGE

本書の内容を無断で複写・複製（コピー）、引用することは、著作者・出版社への権利侵害となり、著作権法上の例外を除き、禁じられています。

本書の取り扱いにおいては以下の点にご注意ください。

- ・ 本書の著作権は、日本 IPO 実務検定協会にございます。
- ・ 本書の一部または全部を、データの種類（印刷物、電子ファイル、ビデオ、インターネット等）の如何にかかわらず、複製、転載、第三者へ転売（オークション含む）する事を禁じます。

はじめに

上場企業には、株主をはじめとする多くの利害関係者に対し、決算・財務情報等を報告（財務報告＝ディスクロージャー）することが法令等により義務付けられています。その報告のしかたも法令等により細かくルールが決まっており、上場企業の経理・財務、IR、経営企画部門等、財務報告に関わる方にとって、必要不可欠な知識となっています。

財務報告実務検定・開示様式理解編は、「金融商品取引法」「証券取引所の有価証券上場規程等」「会社法」という財務報告が拠り所とする3分野を、効率的・体系的に学ぶことができるわが国唯一の試験であり、本検定試験の学習を通じて、各種ディスクロージャー書類の目的、作成要領、データの関連性のみならず、決算・財務報告プロセスに必要な内部統制までを広範囲、体系的かつ自然に理解することができるように設計されています。

このような特徴をもつ財務報告実務検定・開示様式理解編は、これまで多数の上場企業のディスクロージャー関連部門の方、監査法人所属の公認会計士の方々に受験いただきましたが、このほど、本検定試験の受験を志す方がより効率的に学習を進めていただけるよう、かねてからご要望の強かった公式問題集を出版させていただくことになりました。

本問題集は、重要論点をカバーするために創作された問題を中心に、一部過去問題を加えた「択一問題100問、総合問題9問」により構成されています。本問題集を学習することで、財務報告実務検定・開示様式理解編における重要論点が一通り学習できるように工夫されています。

また、本問題集では、問題の各選択肢すべてについて、正答を導き出すのに必要十分な解説を付けているほか、「テーマ」と題し、その問題の主題について適宜図表も用いながら簡潔にまとめています。財務報告のルールは精緻かつ詳細なだけに、“木を見て森を見ず”とならないよう、テーマを参照することで重要な単元を確認しながら学習を進めるようにしてください。

計算問題が中心となる総合問題においても、正答のみならずその計算のプロセスについてわかりやすく説明するとともに、適宜ディスクロージャーのルールも言及するようにしています。

本問題集を活用して財務報告実務を効率的に学習することで、財務報告実務検定・開示様式理解編の合格を勝ち取っていただくことを心より祈念しております。

本書の使い方

本書の構成は下記のとおりとなっております。

選択式問題

問題	全体像
1	開示書類とその根拠法令の関係

次の中から、開示書類とその根拠法令の関係が不適切なものを1つ選択してください。

- ① (開示書類) 有価証券報告書 (根拠法令) 金融商品取引法
- ② (開示書類) 決算短信 (根拠法令) 金融商品取引法
- ③ (開示書類) 連結計算書類 (根拠法令) 会社法
- ④ (開示書類) 附属明細書 (根拠法令) 会社法

テーマ 開示書類とその根拠法令等の関係

財務報告実務検定は、金融商品取引法・適時開示・会社法に基づくディスクロージャー制度を対象としています。各ディスクロージャー制度では、次のような開示書類を作成します。

金融商品取引法	適時開示	会社法
・有価証券報告書 ・四半期報告書	・決算短信 ・決算短信	・(狭義の)招集通知

正解 ▶ ②

① ○ 有価証券報告書…金融商品取引法

有価証券報告書は、金融商品取引法に基づくディスクロージャー制度において作成されます。

② × 決算短信…適時開示

決算短信は、証券取引所によって要請される適時開示にジャヤー制度において作成されます。この適時開示は、証券上場規程を根拠規程としています。

本試験の類似問題のほか、過去問題を掲載しています。

試験範囲の中のどの分野に該当するのかを特定しやすいように、テーマを明示するとともに、そのテーマの概要を解説しています。

すべての選択肢について、正誤の理由を解説しています。

総合問題

本番試験の類似問題を掲載しています。

総合問題を解くうえでのポイントを示しています。

問題の意図に沿った解答を導き出せるよう、計算ステップや考え方について解説しています。

問題	有価証券報告書
101	キャッシュ・フロー計算書関係注記

CAT ㈱の当連結会計期間の決算日は、X5年3月31日である。
下記資料より、有価証券報告書における(連結キャッシュ・フロー計算書関係)の注記に関する小問(1)～(3)に答えなさい。
なお、単位は円。

テーマ	キャッシュ・フロー計算書関係注記
連結キャッシュ・フロー計算書関係の注記は、連結キャッシュ・フロー計算書における「現金及び現金同等物」と連結貸借対照表における「現金及び預金」、「有価証券」勘定の増減を示す注記事項です。	
連結貸借対照表	「有価証券」の金額

【解答・解説】

連結キャッシュ・フロー計算書関係の注記は下記ようになります。

1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係(X5年3月31日)

現金及び預金	20,000
有価証券	15,000
計	35,000
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△500
MMFを除く有価証券	△5,000
現金及び現金同等物	29,500

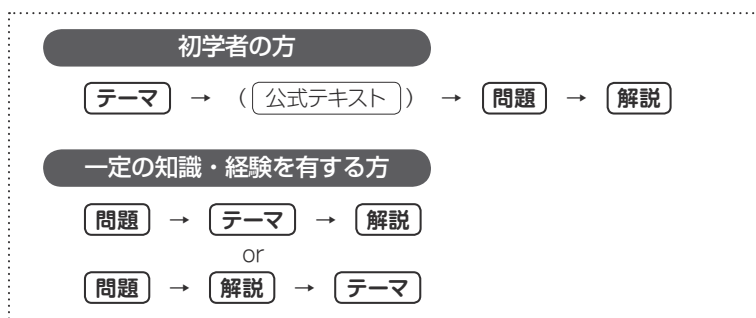
小問(1) 20,000 百万円

「現金及び預金」並びに「有価証券」は、連結貸借対照表上の金額をそのまま記入します。

■選択式問題の学習方法

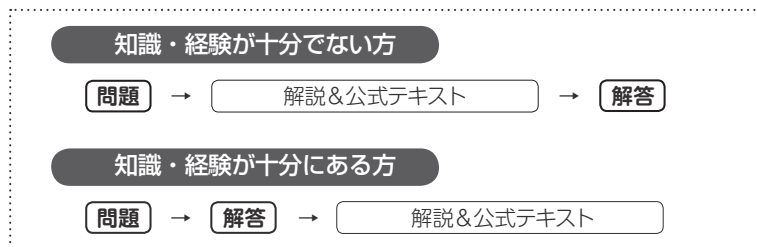
財務報告実務に関する知識が浅い方は、まず「テーマ」を読み、当該問題が属する分野の概要をつかんでから問題にあたることをお勧めします。また、当該分野についてより深く、幅広い知識を身に付けていただくには、適宜「財務報告実務検定・開示様式理解編公式テキスト」（弊社刊、以下公式テキスト）の該当箇所を参照してください。

財務報告実務に関し一定の知識・経験を有する方は、まず問題を解いた上で、間違えた箇所、知識があいまいな箇所について重点的に解説やテーマを読むようにしてください。それでも疑問点等が解消しない場合には、公式テキストの該当箇所を参照してください。



■総合問題の学習方法

総合問題では、実際の財務報告書類の作成において必要な計算力や、各財務報告書類間の数値の整合性の理解などが求められますので、いきなり解答を見ずに、まずは自分で解答を考えてみてください。財務報告実務の知識・経験が十分でない方は、まず解説を読んでから（解説だけでは不十分な場合には、公式テキストの該当箇所を読んでから）解答を考えてみてください。



目 次

I 財務報告概論 選択式問題

〔全体像〕

1 開示書類とその根拠法令の関係	2
2 開示書類の関係	4
3 期末決算スケジュール	6

〔金融商品取引法〕

4 金融商品取引法に基づく企業内容開示制度に関する法令	8
5 金融商品取引法に基づく企業内容開示制度	10
6 金融商品取引法における開示内容の適正性を確保するための仕組み	12

〔適時開示〕

7 証券取引所における適時開示	14
8 証券取引所における開示書類	16
9 不適正な適時開示に対する措置	18

〔会社法〕

10 会社法上のディスクロージャー	21
11 会社法上の決算手続	23
12 会計監査人	25
13 会社法に基づく財務報告	27

〔その他〕

14 上場会社が証券取引所へ提出する資料・報告書	29
15 I R	31

II 財務報告各論（金融商品取引法）選択式問題

〔有価証券報告書 第1 企業の概況〕

16【主要な経営指標等の推移】	34
17【主要な経営指標等の推移】	36
18【沿革】	38
19【事業の内容】	40
20【関係会社の状況】	42
21【従業員の状況】	45

〔有価証券報告書 第2 事業の状況〕

22	【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】…	47
23	【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】、 【事業等のリスク】 ……………	49
24	【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】、【事業等のリスク】、 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】…	51
25	【サステナビリティに関する考え方及び取組】、【事業等のリスク】、 【経営上の重要な契約等】、【経営者による財政状態、経営成績及び キャッシュ・フローの状況の分析】 ……………	53

〔有価証券報告書 第3 設備の状況〕

26	【設備投資等の概要】 ……………	56
27	【主要な設備の状況】 ……………	58
28	【設備の新設、除却等の計画】 ……………	60

〔有価証券報告書 第4 提出会社の状況〕

29	【株式等の状況】、【自己株式の取得等の状況】、【配当政策】 ……………	61
30	【コーポレート・ガバナンスの状況等】 ……………	64
31	【コーポレート・ガバナンスの状況等】 ……………	66
32	【コーポレート・ガバナンスの状況等】 ……………	74
33	【コーポレート・ガバナンスの状況等】 ……………	76

〔有価証券報告書 第5 経理の状況〕

34	【経理の状況】の冒頭 ……………	78
35	【連結貸借対照表】 ……………	80
36	【連結貸借対照表】 ……………	82
37	【連結貸借対照表】 ……………	84
38	【連結損益計算書】 ……………	86
39	【連結損益計算書】 ……………	88
40	【連結損益計算書】 ……………	90
41	【連結包括利益計算書】 ……………	92
42	【連結包括利益計算書】 ……………	94
43	【連結株主資本等変動計算書】 ……………	96
44	【連結キャッシュ・フロー計算書】 ……………	98
45	【継続企業の前提に関する事項】 ……………	100
46	【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】 ……………	102
47	【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】 ……………	104

48	会計上の変更と誤謬の訂正	106
49	(連結貸借対照表関係)	109
50	(連結貸借対照表関係)	111
51	(連結貸借対照表関係)	113
52	(連結損益計算書関係)	115
53	(連結損益計算書関係)	117
54	(連結損益計算書関係)	119
55	(連結株主資本等変動計算書関係)	121
56	(連結キャッシュ・フロー計算書関係)	123
57	(リース取引関係)	125
58	(金融商品関係)	127
59	(有価証券関係)	130
60	(デリバティブ取引関係)	132
61	(退職給付関係)	134
62	(ストック・オプション等関係)	136
63	(税効果会計関係)	138
64	(資産除去債務関係)	140
65	(賃貸等不動産関係)	142
66	(収益認識関係)	144
67	【セグメント情報】	146
68	【セグメント情報】	148
69	【関連当事者情報】	150
70	(1株当たり情報)	152
71	(重要な後発事象)	154
72	【社債明細表】	156
73	【借入金等明細表】	158
74	連結財務諸表の【その他】	160
75	【貸借対照表】	162
76	【貸借対照表】	164
77	【損益計算書】	166
78	【株主資本等変動計算書】	168
79	財務諸表注記	170
80	財務諸表の【附属明細表】	173
81	【主な資産及び負債の内容】	175

〔半期報告書〕	
82	半期報告書 177
83	半期報告書（定性的情報） 179
84	半期報告書（経理の状況） 181
〔内部統制報告書〕	
85	内部統制報告書及び内部統制監査報告書 183
〔臨時報告書〕	
86	臨時報告書（議決権行使結果） 185

III 財務報告各論（適時開示）選択式問題

〔決算短信〕	
87	決算短信 188
88	決算短信 190
89	決算短信（サマリー情報） 192
〔四半期決算短信〕	
90	決算短信及び四半期決算短信 194
91	四半期決算短信 196
〔適時開示〕	
92	適時開示 199
93	適時開示 201
〔コーポレート・ガバナンス報告書〕	
94	コーポレート・ガバナンス報告書 203

IV 財務報告各論（会社法）選択式問題

〔招集通知及び事業報告〕	
95	株主総会の招集通知及び事業報告 206
96	事業報告 209
97	事業報告 211
〔計算書類等〕	
98	計算書類等 213
99	計算書類等 216
100	監査報告書 219

総合問題

101 キャッシュ・フロー計算書関係注記	222
102 退職給付関係注記	226
103 税効果会計関係注記	231
104 1株当たり情報注記	235
105 決算短信サマリー情報（配当の状況）	240
106 生産、受注及び販売の実績	244
107 製造原価明細書	248
108 外貨建有価証券	254
109 引当金	258

【連結損益計算書】

有価証券報告書の連結損益計算書に関して、適切と思われる選択肢を1つ選びなさい。

- ① 顧客へのサービスの提供を他の当事者に依頼するような場合には、企業が代理人に該当する取引に関しては、収益の総額表示は適切でない。
- ② 株式交付費や社債発行費は、販売費及び一般管理費に計上する。
- ③ 有価証券売却益は、必ず営業外収益の区分に記載される。
- ④ 法人税等の更正による納付税額があれば、特別損失に計上する。

テーマ

【連結損益計算書】

有価証券報告書の連結損益計算書は連結財務諸表の一つで、企業集団における経営成績を表します。連結損益計算書の表示に関しては、連結財務諸表規則に詳細に規定されています。また、形式については連結財規様式第五号に規定されており、売上高、売上原価、販売費及び一般管理費、営業外収益、営業外費用、特別利益、特別損失に区分した上で、二期比較により表示することとなります。売上高・利益、営業利益、経常利益、税金等調整前当期純利益と当期段階利益に加え、最終利益である親会社株主に帰属する当期純利益が記載されます。連結財務諸表規則には、代表的な科目名が規定されており、独立場記時の業種の基準等も規定されています。

正解 ▶ ①

○ 収益の総額表示・純額表示

他の当事者が製造した製品を企業が顧客に販売する場合や、顧客へのサービスの提供を他の当事者に依頼するような場合に、企業が当該他の当事者によって提供またはサービスを提供されるように手配しているにすぎないときには企業は代理人に該当すると判定され、その場合には、収益は純額で認識すべきとされています（収益認識適用指針40項、41項、42項、135項）。

② × 営業外費用

資金調達に関連する費用は営業外費用の区分に計上します。株式交付費や社

債発行費は資金調達に関連する費用です。よって、株式交付費や社債発行費は、営業外費用に計上します。

③ × 有価証券の売却損益

有価証券の売却損益は、保有目的区分ごと、売却の状況ごとに、営業損益、営業外損益、特別損益の区分に計上します。たとえば、売買目的有価証券の売却損益の場合、売買を主たる事業としていれば営業損益の区分に純額表示となります。また、その他有価証券の売却損益の場合、臨時的な損益であれば特別損益の区分に計上し、売却に経常性が認められれば営業外損益の区分に計上することとなります。よって、問題文は「必ず」営業外収益の区分に記載されるとしている点で誤りです。

④ × 税金費用

法人税等の更正、決定等による納付税又は還付税がある場合には、当該連結会計年度に係る法人税、住民税及び事業税の決定、その内容を示す名称を付した科目をもって記載します。ただし、金額の重要性が乏しい場合には、当該連結会計年度に係る法人税、住民税及び事業税をまとめて表示することもできます。いずれにしろ、特別損益に計上することはできません。

【株主資本等変動計算書】

有価証券報告書における株主資本等変動計算書に関して、不適切と思われる選択肢を1つ選びなさい。

- ① 株主資本等変動計算書の当期変動額の欄に「新株の発行」が記載されている場合、必ず連結株主資本等変動計算書の当期変動額の欄にも「新株の発行」についての記載がある。
- ② 株主資本等変動計算書の科目名は、原則として「DINET タクソノミ」に基づく必要がある。
- ③ 当事業年度に係る定時株主総会で決議された剰余金の配当は、当事業年度の株主資本等変動計算書の当期変動額の欄に記載される。
- ④ 株主資本項目以外の項目の当事業年度の変動額は、それぞれの変動事由ごとに記載しても、一括して記載する方法でも、どちらでもよい。

テーマ

【株主資本等変動計算書】

有価証券報告書の株主資本等変動計算書は財務諸表の一つで、提出会社における純資産（株主資本等）の変動を示します。株主資本等変動計算書の表示に関しては、貸借対照表等規則で詳細に規定されています。まず様式については財規様式第1号に規定されており、純資産の部の各項目を横に配置し、各項目ごとの期首残高、当期変動額、期末残高に区分した上で、二期比較対照表として表示することとなります。期首残高は前期の貸借対照表の株主資本等の金額と必ず一致し、期末残高は当期の貸借対照表の株主資本等の金額と必ず一致することとなります。

正解▶③

○ 連結株主資本等変動計算書との関係

単体の財務諸表は連結財務諸表に包含される関係にあることから、株主資本等変動計算書に記載されている当期変動額の内容は、連結株主資本等変動計算書の当期変動額の欄にも必ず記載されることとなります。

② ○ EDINET タクソノミ

株主資本等変動計算書の科目名は比較可能性確保のため、原則として「EDINET タクソノミ」に基づく必要があります。

③ × 剰余金の配当

当事業年度に係る定時株主総会で決議された剰余金の配当は、翌（来）年度の株主資本等変動計算書の当期変動額の欄に記載されます。なお、その配当に関する内容は株主資本等変動計算書の注記事項となりますが、連結財務諸表が単体会社の場合の単体における注記は省略できることとされています。

④ ○ 株主資本項目以外の項目の当事業年度変動額

株主資本項目以外の項目（評価・換算差額等、優先予約権等）、株主資本項目と同様、当事業年度期首残高、当事業年度変動額、当事業年度期末残高を区分して記載します。なお、当事業年度変動額は、一括して記載するに足りるものの、株主資本項目と同様に、それぞれの変動事項ごとに記載しても構いません。

監査報告書

監査役会の監査報告書に関する下記の記述のうち、内容が適切な記述の個数を、選択肢の中から選びなさい。

- ① 計算書類及び連結計算書類については会計監査人の監査結果が優れていることから、監査役会の監査報告書は主に事業報告を対象とし、計算書類及び連結計算書類についての監査役会の監査意見が表明されることはない。
- ② 監査報告書は監査役会としての意見を集約したものであるため、各監査役の個別の意見が記載されることはない。
- ③ 監査役会の監査報告書には後発事象が記載されるが、会計監査人の監査報告書に記載されているものは除かれる。

- ① 0 個
② 1 個
③ 2 個
④ 3 個

テーマ

監査報告書

監査役会の監査報告書は、監査役及び監査役会の実施した監査の方法及びその内容並びに監査の結果を株主に提供するために作成され、株主総会の招集資料として添付されます。監査役の業務は取締役の職務執行を監査することとされており、具体的には業務監査と会計監査に分けられます。

監査役会の監査報告書は、業務監査の結果と会計監査の結果が記載され、会計監査人（置会社の場合には、会計監査の結果は会計監査人の監査の方法及びその結果の相当性について判断するという点に特徴があります。

監査役会の監査報告書の記載事項及び記載内容を整理しておくことが重要である。

正解 ▶ ③

- ① × 監査役会の監査意見の範囲

監査役会の監査報告書には、次の3項目が記載されます。

- ①事業報告等の監査結果
- ②計算書類及びその附属明細書の監査結果
- ③連結計算書類の監査結果

このうち②及び③に関しては、会計監査人の監査の方法及びその結果の正当性を監査役会が判断し、会計監査人の監査の方法又はその結果が相当であると認めた場合において、その旨とその理由を記載しなければなりません（会社計算規則 127 条 2 号、128 条 2 項 2 号）。

㍁ × 各監査役の意見

監査役会の監査報告書は、監査役会の意見が記載されます。会社法上において監査役は独任制の機関とされており、監査役それぞれが監査を行い監査報告書を作成した上で、監査役会の監査報告書としてまとめなければならないと解されています。ここで、監査役会の意見と監査役の個別意見が異なる場合、意見の異なる監査役は、その異なる意見を監査役会の監査報告書に付けることができます（会社法施行規則 130 条 2 項後段、会社計算規則 128 条 2 項後段）。

㍂ ○ 後発事象

重要な後発事象がある場合、監査役会の監査報告書にその内容を記載しなければなりません。が、会計監査人の監査報告書に記載されているものを除くとされています（会社計算規則 127 条 3 号）。

以上より、正しい記述は 1 つ（㍂）のみなので、選択肢②が正解となります。

〈執筆協力者プロフィール〉

EY | Building a better working world

EY は、クライアント、EY のメンバー、社会、そして地球のために新たな価値を創出するとともに、資本市場における信頼を確立していくことで、より良い社会の構築を目指しています。データ、AI、および先進テクノロジーの活用により、EY のチームはクライアントが確信を持って未来を形づくるための支援を行い、現在、そして未来における喫緊の課題への解決策を導き出します。

EY のチームの活動領域は、アシュアランス、コンサルティング、税務、ストラテジー、トランザクションの全領域にわたります。蓄積した業界の知見やグローバルに連携したさまざまな分野にわたるネットワーク、多様なエコシステムパートナーに支えられ、150 以上の国と地域でサービスを提供しています。

All in to shape the future with confidence.

EY とは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EY による個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、ey.com/privacy をご確認ください。EY のメンバーファームは、現地の法令により禁止されている場合、法務サービスを提供することはありません。EY について詳しくは、ey.com をご覧ください。

EY新日本有限責任監査法人について

EY新日本有限責任監査法人は、EY の日本におけるメンバーファームであり、監査および保証業務を中心に、アドバイザリーサービスなどを提供しています。詳しくは、ey.com/ja_jp/about-us/ey-shinnihon-llc をご覧ください。

© 2025 Ernst & Young ShinNihon LLC.

All Rights Reserved.

本書は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務およびその他の専門的なアドバイスをを行うものではありません。EY新日本有限責任監査法人および他の EYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

執筆協力者紹介（五十音順）

監 修	松本雄一（まつもと・ゆういち）
編 集 代 表	菅沼 淳（すがぬま・あつし）
レビュアー	加藤圭介（かとう・けいすけ）
執筆協力者	岩田瑠梨子（いわた・るりこ） 小畑 旭（おばた・あさひ） 小板橋秀徳（こいたばし・ひでのり） 吉澤直隆（よしざわ・なおたか） 中谷真久（なかや・まさひさ）

2015 年 6 月 28 日 初版第 1 刷発行
2025 年 8 月 1 日 第 17 刷発行

財務報告実務検定・開示様式理解編公式問題集
2026年3月期基準(2025年8月1日版)

編 著 者	日 本 I P O 実 務 検 定 協 会
発 行 者	岩 村 信 寿
発 行 所	リンケージ・パブリッシング 〒104-0061 東京都中央区銀座1-12-4-7F TEL 03(4570)7858 FAX 03(6745)1553

本書の内容を無断で複写・複製（コピー）、引用することは、著作者・出版社の権利侵害となり、著作権法上での例外を除き、禁じられています。

本書の取り扱いには以下の点にご注意ください。

- ・ 本書の著作権は、日本 IPO 実務検定協会にございます。
 - ・ 本書の一部または全部を、データの種類（印刷物、電子ファイル、ビデオ、インターネット等）の如何にかかわらず、複製、転載、第三者へ転売（オークション含む）する事を禁じます。
-